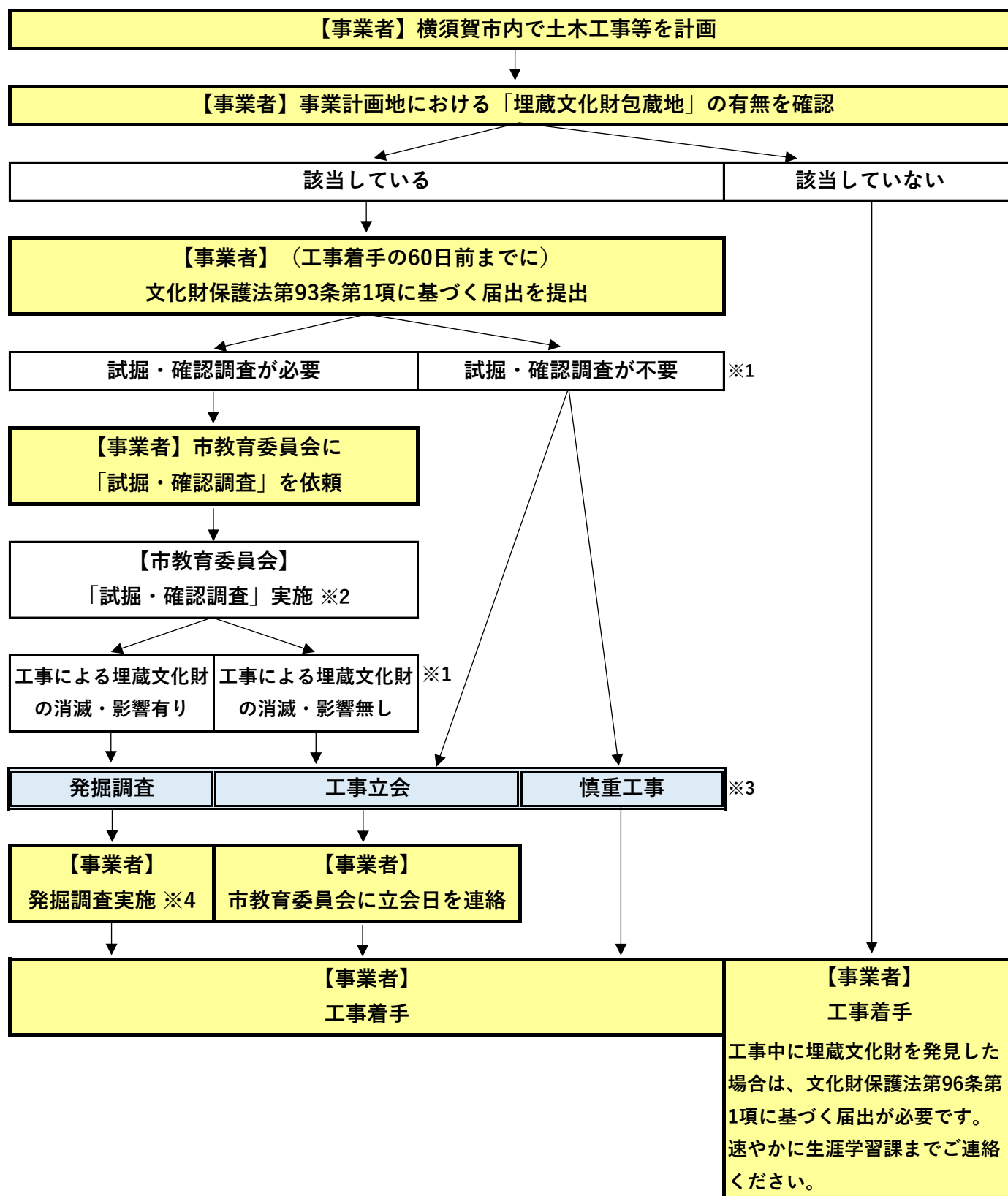


埋蔵文化財の取り扱い手順



(※1) 市教育委員会は事業計画が埋蔵文化財に与える影響について検討し、埋蔵文化財の保護について事業者と協議を行います。

(※2) 試掘・確認調査費用は原則として市教育委員会が負担します。

(※3) 文化財保護法第93条第1項に基づく届出に対して神奈川県教育委員会から通知があります。

(※4) 発掘調査費用は原則として原因者（事業者）の負担となります。